

ひろしまの裁判所の日 広報イベント

「ROUSHIN～労働審判って何だろう?～」

を開催しました!!

はじめに

労働審判をご存じですか?個別の労働者の労働関係をめぐる民事紛争について、裁判官とそれぞれ労働者、使用者側として労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員の合計3名により構成される労働審判委員会が、申立てを受けて3回以内の期日で当事者双方から事情を聴き、調停による解決を図ったり、審判という形で労働審判委員会の判断結果を示したりすることにより、迅速・適正かつ実効的な解決を図ることができる手続です。広島地方裁判所管内では、本庁と福山支部において実施されています。

広島地方裁判所では、3月5日(月)に、労働審判制度について広く知っていただくための広報イベントを開催しました。

今回は、労働審判手続についての説明や、模擬労働審判の実演を行いました。当日は、事前にお申込みいただいた10人の皆さまにご参加いただきました。

当日の様子



民事紛争解決手続の説明&労働審判手続の説明

今回のテーマである労働審判手続について、詳しく解説しました。

併せて、少額訴訟や調停など、簡易裁判所で利用していただける手続の種類についてご説明しました。



模擬労働審判



今回は、申立人は、勤め先の会社から突然解雇されると言われて納得できず、労働審判手続きを申し立てることにしたという設定でした。

参加者の方にも登場人物になりきって、職員と一緒に模擬労働審判を体験していただきました。



他にも、実際の労働審判や裁判で使用する法廷を自由に見学していただきました。

参加者の皆さまの声

参加された方々からいただいた感想を一部ご紹介します。労働審判制度について知っていただくよい機会になったのではないのでしょうか。



「申立人側と相手方の両方の話を聞いてもらえるのがよいと思った」
「手続の流れがよく分かった」「他のイベントにも参加したいと思った」

おわりに

広島地方裁判所では、裁判所の役割を知っていただき、裁判所をより身近に感じていただけるよう、様々な広報イベントを実施しています。裁判所ウェブサイトにも随時掲載しますので、是非ご覧ください。

引き続きたくさんの方のご参加をお待ちしております。